

ワイド団信付住宅ローン

令和6年4月1日現在

○概要	<p>(1) 「ワイド団信」は、健康上の理由で団体信用生命保険に加入しづらい方にも加入いただきやすいよう、引き受け範囲を拡大した団体信用生命保険です。</p> <p>(2) 住宅ローンご利用期間中に、死亡・高度障害状態となった場合、住宅ローン残高と同額の保険金が支払われ、返済に充てられるため、ローン残高がなくなります。</p> <p>※ 引受保険会社による引受査定の結果によってはご加入いただけない場合があります。</p>
○ご利用 いただける方	<p>(1) 当行で新規に住宅ローンをご契約される方。</p> <p>(2) お借入時の年齢が満 18 歳以上・満 70 歳以下(満 71 歳未満)で、かつ最終返済時の年齢が満 81 歳以下(満 82 歳未満)の方。</p> <p>(3) 四国保証サービス(株)の保証が受けられる方。</p> <p>※ 連帯債務の場合でも、被保険者は主たる債務者となられる 1 名様に限ります。</p>
○対象となる 住宅ローン	<p><四銀>金利選択型住宅ローン・ツインプラン</p> <p>* 詳細につきましては上記商品の「商品説明書」を参照してください。</p>
○ご利用限度額	累計 2 億円以内: 当行既契約のワイド団信を含みます
○ご融資利率	<p>(1) 引受保険会社による査定の結果によって、当行所定の住宅ローン利率に 0.3% または 0.5% 上乗せした利率を適用します。</p> <p>(2) 固定金利と変動金利から選択できます。 (利率については窓口でお問い合わせください)</p>
○保険の当事者	<p>(1) 当行を保険契約者・保険金受取人とし、借主を被保険者、引受保険会社を楽天生命保険会社とする団体信用生命保険です。</p> <p>(2) 保険料は当行から支払いします。</p>
○お申込み手続き	ローンのお申し込みと同時に下記の「お申し込み時に必要な書類」を提出いただきます。
○お申込み時に 必要な書類	<p>(1) 申込書兼告知書</p> <p>(2) 診断書: 借入金額が1億円を超える場合は、医師による所定の診断書が必要となります。 (借入金額が1億円以下であれば原則として不要ですが、告知内容等により必要な場合があります。)</p>
○お支払事由	<p>(1) 保険期間中に死亡したとき</p> <p>(2) 保証開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態になったとき</p> <p>(3) 余命6カ月以内と判断されたとき(リビング・ニーズ特約)</p> <p>(4) 所定のがんと診断され、治療をすべて受けたが効果がなかったなどと判断されたとき(重度がん保険金前払特約保険金)</p>
○保険契約の終了等	<p>(1) 団体信用生命保険による死亡・高度傷害保険金、リビング・ニーズ特約によるリビング・ニーズ保険金、重度がん保険金前払特約による重度がん保険金前払特約保険金の、いずれか 1 つの保険金が支払われた時点で、保険契約は消滅します。</p> <p>(2) 住宅ローンの返済等により住宅ローン契約者でなくなった時点で保険契約は終了します。</p> <p>(3) 住宅ローン契約が成立しなかった場合には、保険契約も成立しません。</p> <p>(4) 借主の健康状態にもとづく告知の内容により、保険会社が加入をお断りする場合があります。</p>
○当行が契約している 指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>

保険の詳細については、「契約のしおり」に添付の「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご確認ください。